

在外子会社のキャッシュ・フロー計算書の換算

Translation of Cash Flow Statements
of Foreign Subsidiaries

仁 川 栄 寿*

Eiju NIKAWA

目 次

はじめに

1. 換算方法の種類
 2. 決算日レートによる換算
 3. 期中平均レートによる換算
 4. 取引日レートによる換算
- むすび

はじめに

平成12年3月決算期から、いよいよ、わが国でもキャッシュ・フロー計算書が主要な財務表として開示される。キャッシュ・フロー計算書の制度化は、平成9年6月に、企業会計審議会が「現在、資金収支の状況については、連結ベースのディスクロージャーが求められていないが、連結情報重視の観点から、連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書を導入することが適当である。」¹⁾と述べたことに端を発している。その後、第1表に示すような経緯を経て、キャッシュ・フロー計算書は制度化された。

この背景には、在外子会社をとおした経済活動の増大に象徴される、わが国の企業の多角化および国際化がある。近年では、在外子会社の業績が、企業集団の業績に多大な影響を与えるようになってきている。このような状況にあって、在外子会社のキャッシュ・フロー計算書の換算の問題は重要である。

しかし、キャッシュ・フロー計算書の換算は、まだその緒についたばかりであり、早急に検討すべき課題が多い²⁾。そこで、本稿では、わが国の基準、国際会計基準(IAS) およびアメリカの基準(SFAS) による、キャッシュ・フロー計算書の換算方法を検討し、これらの換算方法の特徴を明らかにしてみる。

* 中部大学大学院経営情報学研究科博士後期課程院生

Student of Ph.D. Program, Graduate School of Business Administration and Information Science, Chubu University

第 1 表 キャッシュ・フロー計算書制度化の経緯

年 月	事 項	関係諸機関
平成10年 3 月	・「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」	企業会計 審議会
平成10年 6 月	・会計制度委員会報告第 8 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」	日本公認会 計士協会
平成11年 3 月	・大蔵省令第21号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」	大蔵省
	・大蔵省令第22号「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」	大蔵省
	・大蔵省令第23号「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」	大蔵省
	・大蔵省令第24号「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」	大蔵省

1. 換算方法の種類

わが国の「外貨建取引等会計処理基準」³⁾(「外貨基準」)は、キャッシュ・フロー計算書の換算に関する規定を設けていない。平成11年10月に公表された「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」⁴⁾も、「外貨基準」と同様である。また、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」⁵⁾(「連結財務諸規則」)も、キャッシュ・フロー計算書の換算に関連する事項として、「現金及び現金同等物に係る換算差額」を、営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローと別個に表示すると規定している(第77条)が、換算方法についてふれていない。

キャッシュ・フロー計算書の換算方法を規定しているのは、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」⁶⁾(「意見書」)およびこの「意見書」を補う「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」⁷⁾(「実務指針」)である。「意見書」は、キャッシュ・フローを「外貨基準」の収益および費用の換算方法に準じて換算することとしている(作成基準、第二、4)。つまり、「意見書」は期中平均レートまたは決算日レートの選択適用を認めた。ただし、「実務指針」は、これを限定して、当該在外子会社の収益および費用の換算に用いられた為替レートで、キャッシュ・フローを換算することとしている(Ⅰ、17)。また、「実務指針」は、配当金および役員賞与の支払いならびに増資等の資本取引に関連するキャッシュ・フローは、期中平均レートあるいは決算日レートでなく、発生時のレートで換算することとしている(Ⅰ、17)。

これに対して、国際会計基準改訂第7号「キャッシュ・フロー計算書」^⑧(IASR7)およびアメリカの財務会計基準書第95号「キャッシュ・フロー計算書」^⑨(SFAS95)は、原則として外貨建キャッシュ・フローを発生時のレートで換算することを要求しているが、加重平均レートが実際のレートに近似していることを条件として、加重平均レートで換算することも認めている (IASR7, paras.26, 27, SFAS95, para. 25)。ここで、外貨建キャッシュ・フローとは、外貨建取引から生じるキャッシュ・フローと、外貨表示キャッシュ・フロー計算書上のキャッシュ・フローの両者を含めたキャッシュ・フローをいう。現金および現金同等物に係る換算差額の表示については、IASR7およびSFAS95は、「連結財務諸表規則」と同様、営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローと別個に表示することとしている。

以上のように、キャッシュ・フロー計算書の換算方法としては、「実務指針」方式、すなわち、決算日レートまたは期中平均レートによる換算と、IASR7およびSFAS95方式、すなわち取引日レートによる換算とがある。ここで問題となるのは、決算日レート、期中平均レートおよび取引日レートによるキャッシュ・フロー計算書の換算の内容である。以下では、これらの3つのレートによる換算の特徴について検討してみる。

2. 決算日レートによる換算

「外貨基準」は、在外子会社の貸借対照表を決算日レート法で換算することを規定している。損益計算書の換算については、決算日レートまたは期中平均レートの選択適用を認めている。キャッシュ・フロー計算書については、「実務指針」が、当該在外子会社の損益計算書の換算に用いられたレートで換算することとしている。

はじめに、決算日レートによる換算の特徴を明らかにするために、設例に基づいて在外子会社の財務諸表の換算を例示してみる。

【設 例】

日本の親会社P社は、アメリカに100%所有の子会社S社を設立した。S社は、20X0年12月31日に預金600ドルおよび土地500ドルで営業を開始した。S社の20X1年度中の取引および為替レートは、それぞれつぎのとおりであった。

取 引

1. 5月15日 商品1,000ドルを仕入れ、現金300ドルを支払い、残りは後日支払うことにした。
2. 8月30日 原価500ドルの商品を700ドルで販売し、代金は全額現金で受け取った。

3. 10月31日 普通株式を発行し現金3,900ドルを受け取り、全額、資本金に組み入れた。

4. 12月 1日 土地3,000ドルを購入し、全額現金で支払った。

5. 12月31日 銀行手数料50ドルを現金で支払った。

為替レート

	\$ 1
20X0年 12月31日	¥130
20X1年 5月15日	125
8月30日	120
10月31日	115
12月 1日	110
12月31日	100
期中平均レート	120

これらの資料に基づいて、期末貸借対照表および損益計算書を決算日レートで円換算する。キャッシュ・フロー計算書は、決算日レートによる換算と取引日レートによる換算との相違を明らかにするため、両レートによる換算を示す。

第2表 貸借対照表の換算（決算日レート）

20X1年12月31日

	ド ル	決算日レート	円
資 産			
現 金	1,850	100	185,000
商 品	500	100	50,000
土 地	3,500	100	350,000
為替換算調整勘定	—	注(2)	91,500
資 産 合 計	5,850		676,500
負債・資本			
買掛金	700	100	70,000
資本金	5,000	注(1)	591,500
利益剰余金	150	100	15,000
負 債 ・ 資 本 合 計	5,850		676,500

注(1) 資本金は、下に示すように、期首の資本金と期中の増加額を取引日レートによって円換算した金額の累計額である。

$$(1,100 \times ¥130) + (3,900 \times ¥115) = ¥591,500$$

(2) 負債・資本合計¥676,500と資産合計¥585,000との差額¥91,500を為替換算調整勘定という。

第3表 損益計算書の換算（決算日レート）

20X1年12月31日に終わる年度

	ド ル	決算日レート	円
売上高	700	100	70,000
売上原価	500	100	50,000
支払手数料	50	100	5,000
当期純利益	150		15,000

第4表 キャッシュ・フロー計算書の換算（決算日レート）

20X1年12月31日に終わる年度

	ド ル	決算日レート	円
営業活動によるキャッシュ・フロー			
売上収入	700	100	70,000
仕入支出	(300)	100	(30,000)
銀行手数料支出	(50)	100	(5,000)
営業活動によるキャッシュ・フロー	350		35,000
投資活動によるキャッシュ・フロー			
土地取得支出	(3,000)	100	(300,000)
投資活動によるキャッシュ・フロー	(3,000)		(300,000)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式発行収入	3,900	115	448,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,900		448,500
合 計	1,250	注(2)	183,500
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	注(3)	(76,500)
現金及び現金同等物の増加額	1,250	注(1)	107,000
現金及び現金同等物期首残高	600	130	78,000
現金及び現金同等物期末残高	1,850	100	185,000

注(1) 期首現金（期首レートで換算）と期末現金（期末レートで換算）との差額を現金および現金同等物の増減額とする。

(2) 営業、投資および財務活動によるキャッシュ・フローの純額を求める。この額と(1)との差額を「現金及び現金同等物に係る換算差額」として示す。

(3) 「現金及び現金同等物に係る換算差額」には、下に示すように期首現金残高に対する影響額と、財務活動からの影響額が含まれる。

1. 期首現金残高に対する影響額

期首現金	\$ 600	
期中の為替レート変動 (100-130)	× (30)	
期首現金残高に対する影響額		¥(18,000)

2. 財務活動からの影響額

株式発行収入	\$ 3,900	
決算日レート	× 100	
	¥390,000	

株式発行収入	\$ 3,900	
取引日レート	× 115	
	¥448,500	

期中の財務活動からの影響額	(58,500)	
	¥(76,500)	

第5表 キャッシュ・フロー計算書の換算（取引日レート）

20X1年12月31日に終わる年度

	ド ル	取引日レート	円
営業活動によるキャッシュ・フロー			
売上収入	700	120	84,000
仕入支出	(300)	125	(37,500)
銀行手数料支出	(50)	100	(5,000)
営業活動によるキャッシュ・フロー	350		41,500
投資活動によるキャッシュ・フロー			
土地取得支出	(3,000)	110	(330,000)
投資活動によるキャッシュ・フロー	(3,000)		(330,000)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式発行収入	3,900	115	448,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,900		448,500
合 計	1,250	注(2)	160,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	注(3)	(53,000)
現金及び現金同等物の増加額	1,250	注(1)	107,000
現金及び現金同等物期首残高	600	130	78,000
現金及び現金同等物期末残高	1,850	100	185,000

注(1) 期首現金（期首レートで換算）と期末現金（期末レートで換算）との差額を現金および現金同等物の増減額とする。

(2) 営業、投資および財務活動によるキャッシュ・フローの純額を求める。この額と(1)との差額を「現金及び現金同等物に係る換算差額」として示す。

(3) 「現金及び現金同等物に係る換算差額」には、下に示すように期首現金残高に対する影響額と、営業、投資および財務活動からの影響額が含まれる。

1. 期首現金残高に対する影響額

期首現金	\$ 600	
期中の為替レート変動 (100-130)	× (30)	
期首現金残高に対する影響額		¥ (18,000)

2. 営業活動からの影響額

営業活動によるキャッシュ・フロー	\$ 350	
決算日レート	× 100	
	¥ 35,000	
取引日レートで換算した 営業活動によるキャッシュ・フローの合計額	41,500	
期中の営業活動からの影響額		(6,500)

3. 投資活動からの影響額

土地取得支出	\$ (3,000)	
決算日レート	× 100	
	¥ (300,000)	
土地取得支出	\$ (3,000)	
取引日レート	× 110	
	¥ (330,000)	
期中の投資活動からの影響額		30,000

4. 財務活動からの影響額

株式発行収入	\$ 3,900	
決算日レート	× 100	
	¥ 390,000	
株式発行収入	\$ 3,900	
取引日レート	× 115	
	¥ 448,500	
期中の財務活動からの影響額		(58,500)
		¥ (53,000)

決算日レートによる換算は、つぎの3つの特徴をもつ。第1に、3つの財務諸表が同一のレートで換算されるため、外貨表示財務諸表に示されている各科目の比率は、換算後でも同じである。たとえば、流動比率、営業活動によるキャッシュ・フロー対流動負債比率、および営業活動によるキャッシュ・フロー対当期純利益比率は、外貨表示財務諸表でも換算後の財務諸表でも同じである。これを設例によって例証してみる。第2表、第3表および第4表は、ドル表示の財務諸表を決算日レートで円換算したものである。これらの表に基づいて、流動比率、営業活動によるキャッシュ・フロー対流動負債比率および営業活動によるキャッシュ・フロー対当期純利益比率を計算するとつぎのようになる。

$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	換算前	$\frac{\$ 2,350}{\$ 700} = 336\%$
	換算後	$\frac{\$ 235,000}{¥70,000} = 336\%$
$\frac{\text{営業キャッシュ・フロー}}{\text{流動負債}}$	換算前	$\frac{\$ 350}{\$ 700} = 50\%$
	換算後	$\frac{¥35,000}{¥70,000} = 50\%$
$\frac{\text{営業キャッシュ・フロー}}{\text{当期純利益}}$	換算前	$\frac{\$ 350}{\$ 150} = 233\%$
	換算後	$\frac{¥35,000}{¥15,000} = 233\%$

第2に、「現金及び現金同等物に係る換算差額」の構成項目が、期首現金と期中の資本取引に関連するキャッシュ・フローに対する為替レート変動の影響額に限定される。第4表の注記は、「現金及び現金同等物に係る換算差額」の内訳を示したものである。この注記に示すように、「現金及び現金同等物に係る換算差額」－76,500円には、1) 期首「現金及び現金同等物」の残高600ドルに対する為替レート変動の影響額－18,000円と、2) 「株式発行収入」の決算日レートによる換算額と取引日レート

第6表 為替換算調整勘定の分析

為替換算調整勘定の変動額 －91,500円	現金及び現金同等物に係る換算差額 －76,500円	
	期首現金	株式発行収入
	－18,000円	－58,500円
土地の期首残高に対する影響額 $500 \times (100 - 130) = -15,000円$		

による換算額との差額－58,500円の2つの項目だけが含まれる。このように「現金及び現金同等物に係る換算差額」の構成項目が限定されるため、貸借対照表の「為替換算調整勘定」の分析が可能になる。第6表は、貸借対照表の「為替換算調整勘定」の期中変動額－91,500円が、「現金及び現金同等物に係る換算差額」－76,500円と、「土地」の期首残高に対する為替レート変動の影響額－15,000円から構成されていることを明らかにしている。

第3に、決算日レートで換算したキャッシュ・フローは、在外子会社で実際にキャッシュ・フローが生じた時点の換算額ではない。決算日レートで換算したキャッシュ・フローには、キャッシュ・フローが生じた時点から決算日までの為替レート変動の影響額が含まれる。第5表は、ドル表示のキャッシュ・フロー計算書を取引日レートで円換算したものである。注記では「現金及び現金同等物に係る換算差額」の内訳を4つの項目、すなわち1. 期首現金残高に対する影響額、2. 営業活動からの影響額、3. 投資活動からの影響額および4. 財務活動からの影響額に分けて示している。この注記に示すように、キャッシュ・フローの決算日レートによる換算額と取引日レートによる換算額との差額は、営業活動によるキャッシュ・フローが－6,500円、投資活動によるキャッシュ・フローが30,000円、財務活動によるキャッシュ・フローが－58,500円である。これらの差額は、キャッシュ・フローを伴わないにもかかわらず、決算日レートで換算したキャッシュ・フローに含まれている。このことは、営業活動によるキャッシュ・フローに関して、とくに重要である。「キャッシュ・フロー計算書の営業活動の区分は、会社の現金創出能力を示す」¹⁰⁾ものであるため、これが為替レート変動の影響を受けることは、好ましくない。

3. 期中平均レートによる換算

期中平均レートによる換算の特徴を明らかにするため、最初に、前述の設例に基づいて損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書の期中平均レートによる換算を例示してみる。

第7表 損益計算書の換算（期中平均レート）

20X1年12月31日に終わる年度

	ド ル	期中平均レート	円
売上高	700	120	84,000
売上原価	500	120	60,000
支払手数料	50	120	6,000
当 期 純 利 益	150		18,000

第8表 キャッシュ・フロー計算書の換算（期中平均レート）

20X1年12月31日に終わる年度

	ド ル	期中平均レート	円
営業活動によるキャッシュ・フロー			
売上収入	700	120	84,000
仕入支出	(300)	120	(36,000)
銀行手数料支出	(50)	120	(6,000)
営業活動によるキャッシュ・フロー	350		42,000
投資活動によるキャッシュ・フロー			
土地取得支出	(3,000)	120	(360,000)
投資活動によるキャッシュ・フロー	(3,000)		(360,000)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式発行収入	3,900	115	448,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,900		448,500
合 計	1,250	注(2)	130,500
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	注(3)	(23,500)
現金及び現金同等物の増加額	1,250	注(1)	107,000
現金及び現金同等物期首残高	600	130	78,000
現金及び現金同等物期末残高	1,850	150	185,000

注(1) 期首現金（期首レートで換算）と期末現金（期末レートで換算）との差額を現金および現金同等物の増減額とする。

(2) 営業、投資および財務活動によるキャッシュ・フローの純額を求める。この額と(1)との差額を「現金及び現金同等物に係る換算差額」として示す。

(3) 「現金及び現金同等物に係る換算差額」には、下に示すように期首現金残高に対する影響額と、営業、投資および財務活動からの影響額が含まれる。

1. 期首現金残高に対する影響額

期首現金	\$ 600	
期中の為替レート変動 (100-130)	× (30)	
期首現金残高に対する影響額		¥ (18,000)

2. 営業活動からの影響額

営業活動によるキャッシュ・フロー	\$ 350	
決算日レート	× 100	
	¥ 35,000	
営業活動によるキャッシュ・フロー	\$ 350	
期中平均レート	× 120	
	¥ 42,000	
期中の営業活動からの影響額		(7,000)

3. 投資活動からの影響額

土地取得支出	\$ (3,000)	
決算日レート	× 100	
	¥ (300,000)	
土地取得支出	\$ (3,000)	
期中平均レート	× 120	
	¥ (360,000)	
期中の投資活動からの影響額		60,000

4. 財務活動からの影響額

株式発行収入	\$ 3,900	
決算日レート	× 100	
	¥ 390,000	
株式発行収入	\$ 3,900	
取引日レート	× 115	
	¥ 448,500	
期中の財務活動からの影響額		(58,500)

¥ (23,500)

期中平均レートによる換算は、つぎの4つの特徴をもつ。第1に、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書が期中平均レートで換算されるため、外貨表示のキャッシュ・フローと損益の比率は、換算後でも同じである。たとえば、営業活動によるキャッシュ・フロー対当期純利益の比率は、換算前でも換算後でも同じである。これを第7表および第8表を用いて例証してみる。

営業キャッシュ・フロー 当期純利益	換算前	$\frac{\$ 350}{\$ 150} = 233\%$
	換算後	$\frac{¥42,000}{¥18,000} = 233\%$

第2に、期中平均レートによる換算額は、通常、決算日レートによる換算額よりも、在外子会社で実際にキャッシュ・フローが生じた時点の換算額、すなわち取引日レートによる換算額に近似している。このため、期中平均レートによる換算額は、決算日レートによる換算額と比較すると、在外子会社において生じた実際のキャッシュ・フローをゆがめる危険性が少ない。ただし、投資活動あるいは財務活動によるキャッシュ・フローは経常的に発生しないから、期中平均レートによる換算額が取引日レートによる換算額に近似するとはいえない。つまり、期中平均レートは、営業活動によるキャッシュ・フローの換算に関しては、取引日レートの代替となりえるが、投資活動あるいは財務活動によるキャッシュ・フローの換算に関しては、取引日レートの代替となりえない。

第3に、キャッシュ・フロー計算書と貸借対照表とが異なるレートで換算されるため、外貨表示のキャッシュ・フローと財政状態の比率は、換算後では同じでない。以下に示すのは、第2表および第8表に基づいて計算した営業活動によるキャッシュ・フロー対流動負債比率である。下に示すように、換算前と換算後とでは比率が異なる。

営業キャッシュ・フロー 流動負債	換算前	$\frac{\$ 350}{\$ 700} = 50\%$
	換算後	$\frac{¥42,000}{¥70,000} = 60\%$

第4に、「現金及び現金同等物に係る換算差額」の構成項目として、多くの項目が含まれる。第8表の注記に示すように、「現金及び現金同等物に係る換算差額」には、1. 期首現金残高に対する影響額－18,000円、2. 営業活動からの影響額－7,000円、3. 投資活動からの影響額60,000円および4. 財務活動からの影響額－58,500円が含まれる。これらの4つの項目のうち、営業活動および投資活動からの影響額は、「為替換算調整勘定」との関連性をもたないため、決算日レートで換算した場合のように、「現金及び現金同等物に係る換算差額」に基づいて、「為替換算調整勘定」の分析を行うことはできない。

4. 取引日レートによる換算

IASおよびSFASは、ともに在外子会社を含む在外企業の貸借対照表および損益計算書の換算と、キャッシュ・フロー計算書の換算とを、それぞれ別の基準で規定している。貸借対照表および損益計算書については、IASではIASR21「外国為替レート変動の影響」¹¹⁾が、SFASではSFAS52「外貨換算」¹²⁾が、換算方法を規定している。キャッシュ・フロー計算書については、IASR7およびSFAS95が、取引日レートによって換算することを要求しているが、加重平均レートが取引日レートに近似していることを条件として、加重平均レートで換算することも認めている。

取引日レートによる換算は、つぎの4つの特徴をもつ。第1に、取引日レートによる換算額は、外貨によるキャッシュ・フローが発生した時点の換算額、すなわち報告通貨同等額を示している。したがって、取引日レートによる換算額は、キャッシュ・フローが発生した時点以降の為替レート変動とは無関係である。SFAS95は、取引日レートによる換算に関して、「キャッシュ・フロー計算書の目的は、期中の現金収入および現金支出を、有意義な区分に分類して報告することである。……その目的を達成するため、キャッシュ・フロー計算書は、外貨で生じる現金収入および現金支出の報告通貨同等額を表示しなければならない。」(para.101)と述べている。

第2に、外貨表示キャッシュ・フロー計算書に示される営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの比率は、換算後では同じでない。第5表に示した外貨および報告通貨表示のキャッシュ・フローについて、営業活動を基準として各活動の比率を計算すると、つぎのようになる。

	営業キャッシュ・フロー	投資キャッシュ・フロー	財務キャッシュ・フロー
換算前	$\frac{\$ 350}{\$ 350} = 1.00$	$\frac{(\$ 3,000)}{\$ 350} = (8.57)$	$\frac{\$ 3,900}{\$ 350} = 11.14$
換算後	$\frac{¥41,500}{¥41,500} = 1.00$	$\frac{(\text{¥}330,000)}{¥41,500} = (7.95)$	$\frac{¥448,500}{¥41,500} = 10.81$

換算によって各活動の比率に変化が生じることは、在外子会社の業績を判断するうえでは不都合である。

第3に、「現金及び現金同等物に係る換算差額」には多くの項目が含まれる。第5表の注記は、「現金及び現金同等物に係る換算差額」の内訳を示したものである。「現金及び現金同等物に係る換算差額」には、1. 期首現金残高に対する影響額－18,000円、2. 営業活動からの影響額－6,500円、3. 投資活動からの影響額30,000円および4. 財務活動からの影響額－58,500円が含まれる。これらの4つの項目のうち、営業活動お

よび投資活動からの影響額は、「為替換算調整勘定」との関連性をもたないため、期中平均レートで換算した場合と同様、「現金及び現金同等物に係る換算差額」に基づいて、「為替換算調整勘定」の期中変動額の分析を行うことはできない。

第4に、取引日レートによる換算は、取引の都度行わなければならないから、換算には多くの手数がかる。このことは、平成7年に現行の「外貨基準」への改訂が行われときの状況についての、企業会計審議会会長のつぎのコメントから明らかである¹³⁾。

今回の「改訂基準」の審議においては、現行の修正テンポラル法の考え方を踏襲してそこでの問題点を修正するという方向での議論は、事実上行われなかった。当初から、資産・負債や収益・費用をテンポラル法の基準で換算することは、実務的に対応できない、不可能な状況になっている、という事実認識から出発せざるを得なかったのである。

むすび

本稿では、わが国の基準、IASおよびSFASによる、在外子会社のキャッシュ・フロー計算書の換算方法、すなわち、決算日レート、期中平均レートおよび取引日レートによる換算について検討した。これは、以下のように要約することができる。

1. 「意見書」は、在外子会社のキャッシュ・フローを収益および費用の換算方法に準じて換算することとしている。これを受けて、「実務指針」はキャッシュ・フローを当該在外子会社の収益および費用の換算に用いられたレートで換算することとしている。また、「実務指針」は資本取引から生じるキャッシュ・フローを発生時のレートで換算することとしている。これに対して、IASR7およびSFAS95は、発生時のレートによる換算を要求しているが、加重平均レートが発生時のレートに近似していることを条件として、加重平均レートによる換算も認めている。
2. 決算日レートによる換算は、つぎの3つの特徴をもつ。
 - 1) 外貨表示財務諸表に示される各科目の比率は換算後でも同じである。
 - 2) 「現金及び現金同等物に係る換算差額」の構成項目と、貸借対照表の「為替換算調整勘定」の構成項目とは関連性があるため、「現金及び現金同等物に係る換算差額」に基づいて、「為替換算調整勘定」を分析することができる。
 - 3) 外貨によるキャッシュ・フローが発生した時点の報告通貨同等額を示さない。
3. 期中平均レートによる換算は、つぎの4つの特徴をもつ。
 - 1) 外貨表示のキャッシュ・フローと損益の比率は、換算後でも同じである。
 - 2) 営業活動によるキャッシュ・フローに関して、取引日レートによる換算の代替となるが、投資活動あるいは財務活動によるキャッシュ・フローに関しては、取引日レートによる換算の代替となりえない。

- 3) 外貨表示のキャッシュ・フローと財政状態の比率は、換算後では同じでない。
 - 4) 「現金及び現金同等物に係る換算差額」には、「為替換算調整勘定」との関連性をもたない項目が含まれるため、「現金及び現金同等物に係る換算差額」に基づいて「為替換算調整勘定」を分析することはできない。
4. 取引日レートによる換算は、つぎの4つの特徴をもつ。
- 1) 外貨によるキャッシュ・フローが発生した時点の報告通貨同等額を示す。
 - 2) 外貨表示キャッシュ・フロー計算書に示される営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの比率は、換算後では同じでない。
 - 3) 「現金及び現金同等物に係る換算差額」には、「為替換算調整勘定」との関連性をもたない項目が含まれるため、「現金及び現金同等物に係る換算差額」に基づいて「為替換算調整勘定」を分析することはできない。
 - 4) 換算に多大な負担が生じる。

[注]

- 1) 企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」平成9年6月，第一部，二，3。
- 2) 白木俊彦「連結現金収支計算書における為替レート変動の影響開示」『経営情報学部論集』（中部大学）第11巻第1号，平成8年12月，p.233。
武田安弘『連結財務諸表要説』税務経理協会，平成10年，p.187。
- 3) 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」昭和54年6月（最終改正平成7年5月）。
- 4) 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」平成11年10月。
- 5) 大蔵省令第28号「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」昭和51年10月（最終改正 平成11年3月）。
- 6) 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」平成10年3月。
- 7) 日本公認会計士協会，会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」平成10年6月。
- 8) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard 7* (revised 1992), "Cash Flow Statements," December 1992.
- 9) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.95*, "Statement of Cash Flows," November 1987.
- 10) 鎌田信夫「キャッシュ・フロー計算書分析の視点」『産業経理』第59第4号，平成12年1月，p.6。
- 11) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard 21* (revised 1993), "The Effect of Changes in Foreign Exchange Rates," November 1993.
- 12) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.52*, "Foreign Currency Translation," December 1981.
- 13) 森田哲彌「『外貨建取引等会計処理基準』改訂の要点と考え方」森田哲彌・白鳥庄之助編著『外貨建取引等会計処理基準詳解』，平成9年，p.12。